

7 stars

夏の夜空に輝く7つの星



自然不況 環境 未来生活 子供 人類 法律 貧困 平和

# 夏の星空を見上げて いろんなこと 考えて

## 北斗七星

北斗七星(ほくとしちせい)は、おおぐま座の腰から尻尾を構成する7つの明るい恒星でかたどられる星座のこと。北斗、北斗星、七つの星、七曜の星とも呼ばれる。柄杓の形をしているため、それを意味する「斗」の名が付けられている。7星の内6星は2等星であり、全天で60個しかない2等星の10分の1がここに集中していることになる。

★ the earth

★ a lot of stars

## 暑中お見舞い申し上げます

「平和」とはどんな状態でしょうか？

立命館大学の安齋郁夫教授によれば、人間の能力が豊かに花開くのを阻む社会的要因を「構造的暴力」と呼び、平和は、戦争や殺人、いじめのような「直接的暴力」のない状態だけではなく、飢餓、貧困、差別、社会的不公正、人権抑圧、環境破壊、教育や衛生の遅れなどの「構造的暴力」のない状態を含むものだそうです。

この定義からすれば、今の日本は残念ながら、とても平和的とは言えないのではないのでしょうか？

現在も、この地球では4秒間に1人が飢餓で亡くなっています。1年間で約800万人の人が餓死しています。他方、食料自給率が4割に満たない日本では大量の食材が食べられることなく廃棄されている現実があります。最近、賞味期限切れが迫った弁当やおにぎりを値引きすること(「見切り販売」)を制限することは、独占禁止法の優越的地位の乱用に当たるとして排除命令が出ましたが、「見切り販売」を認める方向ではなく、ロス原価の15%を負担するという方向、即ちお金で解決しようとしているようです。おかしな話です。

地球温暖化対策について、麻生首相は、2020年までの日本の温室効果ガス

削減の中期目標を「05年比15%」と発表しました。しかし、削減目標は、産業界10%に対して一般家庭25%であり、削減対策として太陽光発電の普及や家電購入のエコポイント、エコカーの普及などを挙げています。麻生首相の環境政策は産業界優先で、専ら国民に負担を押し付けるものです。国民ひとりひとりが、温暖化対策で工夫し努力することは大切なことですが、国が、環境政策として大量生産・大量消費の社会構造、産業構造の転換を図る努力をしなければ、環境破壊を食い止めることはできません。

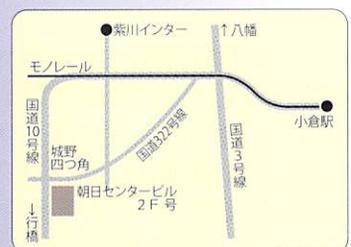
地球環境保護からしても、国民の権利行使の機会が一日でも早く来ることを期待します。

みなさんと一緒に環境や社会の問題を考え、紙面を作っていきます。

- 発行日 2009年8月1日
- 発行所 小倉東総合法律事務所
- 編集者 荒牧啓一
- 連絡先 〒802-0062 北九州市小倉北区片野新町2丁目12番21号  
朝日センタービル2階  
TEL093(932)5575  
FAX093(932)5600  
e-mail:ponpoko@lime.ocn.ne.jp

# 東風

No.19




**M**essage for you

# 社会へ出ていく君へ

—— 働く権利 休む権利 闘う権利 ——

## 先輩として少しアドバイスを



君も就活が実り、来年4月から社会人だね。おめでとう。でも、今の時代、職に就くのも難しいけれど、職に就いてからも厳しい。君のことだから何とか乗り切っていくと思うけれど、人生の先輩として、少しアドバイスをさせてもらっておこう。

会社に入るとすぐに忙しくなると思う。皆、忙しくしているの

に、新人の自分が定時に帰るわけにはいかないと残業することになるだろう。このときは残業代として通常の給料の25%増しの残業代が請求できる。休日に出勤した場合は35%増しの残業代が請求できる。自分が未熟だから残業になるんだと思っていると残業代は請求しづらいと思う。その場合でも残業時間だけは分かるようにしておく方がいいよ。2年間は請求できるからね。

また働き過ぎはくれぐれも注意してくれよ。国の基準でも、月平均80時間を超える残業が過労死ラインとされているし、働き過ぎでうつ病になった人も多いからね。また、そういう無茶な働き方をする会社は上司のパワハラと言われるイジメ、嫌がらせ行為もあるかもしれない。そんなときは思い切って休んで、私に相談してくれ。

## 休みをとることも大切

会社には有給休暇といって給料をもらって休みをとれる制度がある。会社で働きはじめて6ヶ月すると年10日の有給休暇がもらえ、その後最大で年20日もらえることになる。これを使ってうまくリフレッシュしてほしい。法律は休みを重視している。働き過ぎは君の身体に悪いだけでなく、それに付き合う家族も身体を壊す場合が

あるし、仕事ばかりだと社会の活動にも参加できず、社会に迷惑をかけることになるからね。

嫌なことだけだと会社を辞めてくれと迫られることもあるかもしれない。そんな時も辞める理由がないと思えば、退職届は書かないように。会社が従業員を解雇するときは正当な理由があるから、その点が曖昧だと思っている会社は従業員が自分で辞めたという形をとりたがるからね。また自分で辞める形をとると、失業保険も辞めて3か月後からしか支給を受けることができなくなって、その意味でもダメージが大きいからね。とにかくそんなときは組合か私に相談するように。

## いざというときは労働審判

不幸にして何らかの理由で会社と闘わないといけなくなったら、労働審判という方法がある。これは裁判所で行われる裁判のようなものだけど、普通の裁判と比べて、結論が出るまで早いのが特徴だ。原則3回の審理で結論を出すことになっているので、裁判所に出して3~4か月で結論が出る。それまでに話し合いで決着がつくこともある。問題が複雑で最初から普通の裁判をした方がいい場合もあるけれど、基本的にはお勧めだ。この労働審判が来年度から北九州の裁判所でもできることになった。いざというときのために覚えておいてくれ。



最後に、会社に入ると君の同僚にも同じ仕事をしているのにパートとか派遣といった方がいると思う。そんな人が不当な扱いを受けていると思ったら、法律相談を受けるように勧めてみてくれ。その人達にも権利はあるのだから。

いろいろお節介なことばかり書いたけれど、君がこれからも多くの人と出会って心豊かな人に成長していくことを願っている。頑張れよ。

information  
information  
information

新 鮮 情 報

DVD

ドキュメンタリー映画  
「シリーズ憲法とともに歩む」第1編  
「戦争をしない国 日本」



監督 片桐直樹 音楽 池辺晋一郎

「日本国憲法」をテーマに社会派作品を撮り続けてきた3人の監督と、小山内美江子、香山リカ、鬼追元日弁連会長など108人の各界を代表する呼びかけ人によって実現した作品の第1編。60年前、戦争をしない国を世界に誓った日本。それは何故だったのか? その歴史を紐解き日本国憲法の成り立ちと9条をめぐる今日までの経過を膨大な事実の映像を積み重ねて、解明する。併せて伊藤真氏による「そもそも憲法とは何のためにあるのか」の特典映像つき。

連絡先

法学館憲法研究所 03-5489-2153

「烧かない」植木鉢



ただの植木鉢じゃない!

日本の伝統的建築材料である漆喰土壁からヒントを得て作られた「烧かない」植木鉢。シックハウス問題などに取り組む中で開発された、すべて自然素材の材料を使っての手作りキット。環境にやさしい世界にひとつだけのオリジナル植木鉢が作れますよ。

問合せ

田川産業商事(株) 0947-44-2240

●みな様からの暮らしの智恵やおもしろ情報、お勧めの書籍など、どしどしお寄せ下さい。

新人弁護士 ご紹介

研鑽に努め新しい風を



弁護士 江上裕之

このたび、ご縁あって小倉東総合法律事務所に入所させていただくことになりました江上裕之と申します。多種多様の事件に積極的に取り組み、弁護士として邁進していく所存です。また、新人弁護士として事務所に新しい風をいれることができればと考えています。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私は、1982年に北九州市で生まれ、貫小学校、田原中学校、小倉高校と、高校時代まで北九州で過ごしました。その後、岡山大学、大阪市立大学法科大学院を経て、司法試験に合格しました。現在26歳です。

大阪市立大学法科大学院では法律を楽しく、深く学ぶことができた上、人生をともに歩んでいきたいと思える女性と出会うことができ、司法試験合格を機に入籍いたしました。

趣味は、犬とじゃれあうことと、読書です。大抵の犬と仲良くなれる自信があります!読書については、(意外!といわれることが多いですが…)20歳の頃からジャンルを問わず年間80冊は読んでいます。昔から好きな本は、「三国志」です。「三国志」は多くの作家が執筆していますが、私のお勧めは、吉川英治の「三国志」です。また、最近の一押しの本は「夢をかなえるゾウ」です。同書は、自己啓発書でありながらの良きコメディ調のストーリーを通じて、目標に向かって行動することの大切さを教えてくれるすばらしい本です。まだお読みでない方がいらっしゃいましたら、是非一度読んでみて下さい。元気になれる一冊です。

体を動かすことも好きです。特技は、サッカーと水泳以外のスポーツで、特にバドミントンやテニスが得意です。中学でソフトテニス部、高校で硬式テニス部、大学ではラグビー部に所属していました。最近ゴルフをはじめましたが、まだ打ちっぱなしに通う程度で、特技欄にゴルフを挙げることができるのはしばらく先になりそうです。

一つ一つの案件に精一杯取り組み、社会正義の実現に向けて、また、皆様方のさまざまな要請に応えられるよう、研鑽に努めていく所存です。依頼者、裁判所、相手方から「あの弁護士に任せれば大丈夫」と信頼して頂けるよう、誠実に仕事を積み重ねていきたいと思っております。依頼者の方には気軽にご相談頂けるよう、そしてご相談に対して的確な対応ができるよう、日々研鑽を積んでいきます。まだまだ学ばなければならないことばかりで、先輩弁護士をはじめ皆様にご指導いただくことも多いと思います。何卒ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

